

Stop!ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会



「心理的負荷による精神障害の認定基準」(労災認定)について

2025.2.14 No.30

『仕事によるストレスが関係して精神障害を発病し、労災補償を受けるケースが増えています。厚労省ではその 労災認定の判断が迅速にできるように**「心理的負荷による精神障害の認定基準」**を定めています。』

「職場のハラスメント相談の手引き」より(21世紀職業財団)

認定基準には「業務による心理的負荷評価表」があって、具体的にどのような出来事がどのくらいの強度(強・中・弱)があると示されています。 今回はその中から、「⑥対人関係」の項目にある「**同僚とのトラブルがあった」**についてご紹介します。 より深刻な「暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせ」まではいかないまでも、当事者にとってはとっても辛い出来事です。

出来事の類型	具体的出来事	平均的な心理的負荷の程度	心理的負荷の総合評価の視点
⑥対人関係	同僚とのトラブルがあった	I (1) III	・トラブルの内容、程度、同僚との職務関係等・その他の業務への支障等



心理的負荷の強度「 弱」 の例	心理的負荷の強度「中」の例	心理的負荷の強度「強」の例
這か生した (変観的にけトラフルとけいえかいものも)	業務をめぐる万針等において、 周囲からも客観的に 認識されるような大きな対立が同僚との間に生じた	業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が多数の同僚との間に生じ、 その後の業務に大きな支障を来した

因みにこの心理的負荷「Ⅱ」と同程度の**業務以外の出来事**の例(類型⑥「他人との人間関係」)をあげると、 ○親しい友人・先輩が死亡した ○失恋・異性関係のもつれがあった ○隣近所とのトラブルがあった などがあります。(かなりのダメージ!)



